

平成26年度決算に基づく

薩摩川内市の財政健全度を公表します

財政健全化法に基づき公表

平成19年6月に公布された法律により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標(健全化判断比率、資金不足比率)の算定を行い、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することになっています。

本市における平成26年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は下表のとおりです。
いずれの比率も、国の示した基準(早期健全化基準および経営健全化基準)を下回っており、健全な状態であるといえます。

●本市の財政は健全なの?

しかし、厳しい財政状況に変わりはない、引き続き、行財政改革を進めていく必要があります。

おり、それぞれ異なった視点から、財政状況を判断します。

①実質赤字比率

一般会計などの赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした赤字額または資金の不足額が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還率(借入金の返済)などが、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率(3ヵ年平均)

④将来負担比率

*その年度における税収などの一般財源のうち、借金返済に充てられた額がどの程度なのかを示します。

一般会計などが将来返済しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを示す比率

いずれも数値が大きいほど、財政状況が悪いことを示しています。

◆会計別の資金不足比率

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模に対する比率で、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。

*本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「ー」と記載しています。

財政事情の公表

指標		資金不足比率						
内容		公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率						
会計名		簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	水道事業
本市	26年度決算	—	—	—	—	—	—	—
	25年度決算	—	—	—	—	—	—	—
財政健全化法に基づく基準(26年度)	経営健全化基準	20.0%						

*本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「ー」と記載しています。

区分		実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担率	資金不足率
一般会計等	一般会計	↑	↑	↑	↑	
	天辰第一地区土地区画整理事業					
	川内駅周辺地区土地区画整理事業					
	入来温泉場地区土地区画整理事業					
	川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務					
公営事業会計	国民健康保険事業					
	国民健康保険直営診療施設勘定					
	介護保険事業					
	後期高齢者医療事業					
公営企業会計	水道事業					
	簡易水道事業					
	温泉給湯事業					
	公共下水道事業					
	農業集落排水事業					
	漁業集落排水事業					
	浄化槽事業					

◆健全化判断比率などの算定対象範囲

*公営企業会計ごとに算定

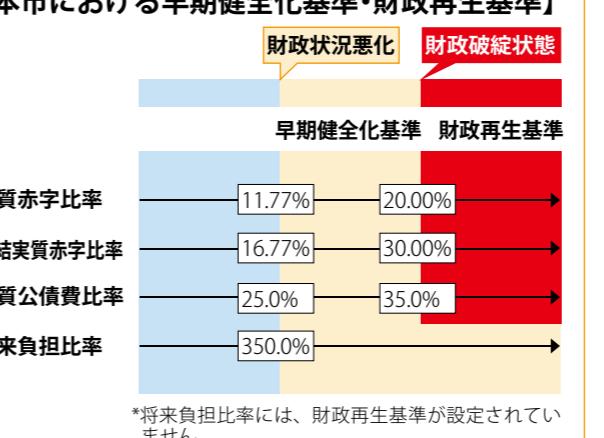
用語解説

■標準財政規模
地方公共団体が1年間で収入できると見込まれる一般財源(使途が限定されない財源)を示したもので、内訳としては、市町村民税、地方譲与税、普通交付税などがあります。

■事業規模
地方公営企業における料金収入などの営業収益の規模

■経営健全化基準
自主的かつ計画的に、公営企業の健全化を図るべき基準
資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

【本市における早期健全化基準・財政再生基準】



*将来負担比率には、財政再生基準が設定されていません。

●財政再生基準(レッドカード)
健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く3つの比率のうち、一つでも「財政再生基準」を超えた場合は、財政状況が悪化している「財政健全化団体」となり、「財政健全化基準」を超過した場合、財政状況が悪化している「財政健全化計画」を策定し、計画に従つて財政再建を進めなければなりません。

●早期健全化基準(イエローカード)
財政健全化法には、早期健全化基準が定められています。4つの健全化判断比率のうち、一つでも「早期健全化基準」を超えた場合は、財政状況が悪化している「財政健全化団体」となり、「財政健全化基準」を超過した場合、財政状況が悪化している「財政健全化計画」を策定し、計画に従つて財政状況を改善しなければなりません。

